

令和 7 年 11 月 20 日

健康保険被保険者証の廃止に伴う 「直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類」について

健康保険被保険者証（紙やプラスチックのカード）は、令和 6 年 12 月 2 日をもって新規発行が停止され、令和 7 年 12 月 2 日以降は原則として利用できなくなります。

これに伴い、資格者証の交付申請や変更届出の際に必要な「直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類」は、所属企業の雇用証明（確認）書となりました。下の URL から書式をダウンロードできますので、ご使用ください。

「申請書類等のダウンロード」→「雇用証明（確認）書をダウンロードする」

<https://www.cezaidan.or.jp/managing/procedure/download.html>

尚、以下の書類は「直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類」には該当いたしませんのでご注意ください。

- × 『健康保険被保険者証』（令和 7 年 12 月 2 日以降は廃止）
- × 『マイナ保険証』（マイナポータル上の『医療保険の資格情報』を含みます）
- × 『資格確認書』、『資格情報のお知らせ』、『医療保険の資格情報』
- × 『厚生年金 70 歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ』
- × 『雇用保険被保険者証』、『労働者災害補償保険加入証明書』など雇用保険や労災保険にかか
る書類
- × 『社員証』、『在籍証明書』等
- × 『源泉徴収票』
- × 『船員保険被保険者の標準報酬決定通知書』等

一般財団法人建設業技術者センター
管理部管理課